

平成29年度事業計画

- 基本方針**
- 1 熊本地震後に対応した会館の再建を優先課題として、経営の安定化を目指します。
 - 2 一般財団法人としての機関運営はコンプライアンスを基本とし定款の規定に従います。
 - 3 教職員が教育に専念できる環境づくりとして、教職員を支える「福利厚生関係団体」相互の連携を図ります。

1 会館の財政・管理運営について

- (1) 熊本地震後に対応した会館の再建については、熊本県教育会館再建委員会での協議をもとに、会館の維持、運営について根本的に見直しを図るとともに中長期的な事業計画の策定に取り組みます。
- (2) 経費節減に努め、事業収入と管理経費の適正化を図ります。また公益目的実施事業については、行政当局やユース会計社とも相談し、適正な執行になるように努めます。
- (3) 教育会館の安全管理のため、関係機関と連絡を密に行い保守体制を堅持しつつ、経費節減のため見直しを進めます。今後発生するエレベーター等の改修については、大規模改修検討委員会で協議をすすめ、改修計画の策定に取り組みます。また、熊本市中央区九品寺自治会の「地域指定一時避難場所」の指定を受け、災害時に地域住民に施設の一部を提供できる体制を行政当局とも相談しながら再構築します。
- (4) 一般財団法人熊本県教育会館への移行趣旨を基に、定款に従った機関運営を行います。そのため、教育会館を設立した熊本県教職員組合、熊本県高等学校教職員組合、熊本市教職員組合をはじめ、教職員の諸団体や行政当局との連絡を密に行いながら適正な事業執行に努めます。
- (5) 個人情報保護の重要性を踏まえ、法令及びその他の規範、会館の規定に基づき、個人情報を適切に取り扱うようにします。またそのための会館の会員管理は、熊本県教職員厚生情報センターにおいて行います。
- (6) 「教育会館ニュース」を発行し、教育会館設立の目的や現状を全教職員に知らせます。また、教育会館ホームページを活用して、情報の開示と発信に努めます。

2 保険共済事業について

- (1) 会館共済を継続します。団体保険としての募集キャンペーン対応は、設立団体や学校生協との連携を図るとともに、教職員にとって「親しみやすく、身近な」ものとなるように改善を続けます。
- (2) 熊本県下の教育関係者の要望をもとに、制度検討を進めます。
- (3) 個人保険の団体取扱いについては、今後の発展性と連携のために、平成29年8月より熊本県教職員組合に引き継ぎます。

3 教育文化事業について

- (1) 教育文化事業については、熊本地震の影響を踏まえ、財政的に無理がないように、また力量にあった事業とするため、熊本県とも相談し事業計画の見直しを行い、平成29年度中の「公益目的支出計画」の変更を目指します。
- (2) 教育文化事業の具体的な内容については、熊本地震の影響を考慮したものになるように、制度検討委員会で協議して対応します。図書カード寄贈、福祉増進のためのセミナー（メンタルヘルスセミナー、カムバックセミナー、パパママ広場、ヨガ教室）、伝統文化や芸能の振興を図る事業（会館寄席、かるた協会支援、将棋連盟支援）、芸術の振興を図る事業（アートのひろば）は、見直しをすすめながら、継続するものについては実施していきます。
- (3) 熊本地震であまり影響がなかった教育相談事業については、教職員の電話相談室「レモングラス」は継続し、「親と子と教職員の教育相談室」は支援します。現在休止中のNPO法人「ハートラインくまもと」の子ども電話相談活動は、平成29年度中に支援の継続の検討をします。

4 事務受託事業（熊本県教職員厚生情報センター）について

- (1) 政令市権限移譲に伴う熊本市の教職員の請求・収納等が円滑にできるように努めます。
- (2) 加盟団体との業務委託契約に基づき、効率的な組織・運営体制を構築し、財務の健全化に努めます。また新加盟団体との業務連携を十分に図れるようにします。
- (3) 個人情報の適正管理については、法令及び諸規定等に従い、適正運用に努めます。
- (4) 平成29年8月より事務受託事業（熊本県教職員厚生情報センター）は、今後の発展性と連携のために、熊本県教職員組合に引き継ぎます。